

議案第1号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の118の項の次に次のように加える。

118の2 建築基準法第5 2条第6項第3号の規定に 基づく建築物の容積率の特 例の認定	1件 28,000円	認定申請のとき
---	------------	---------

別表の1の122の項の次に次のように加える。

122の2 建築基準法第5 5条第3項の規定に基づく 建築物の高さの特例の許可	1件 160,000円	許可申請のとき
---	-------------	---------

別表の1の123の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の1の125の2の項から125の4の項までの規定中「第58条」を「第58条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

125の5 建築基準法第5 8条第2項の規定に基づく 建築物の高さの特例の許可	1件 160,000円	許可申請のとき
---	-------------	---------

別表の1の137の項及び138の2の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表の1の139の項中「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項(1)中「(1敷地内認定建築

物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表の1の139の2の項中「1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項(1)中「(1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表の2の1の項(2)を削り、同項(3)中「共同住宅等又は複合建築物であって、1の建築物について申請する」を「共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅の用途以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)の」に改め、同項(3)を同項(2)とし、同項(4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同項(4)を同項(3)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の2の2の項(1)を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅の場合	<p>1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 誘導仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合 21,000円</p> <p>イ 誘導仕様基準以外による場合 35,000円</p>	認定申請のとき
---------------	---	---------

別表の2の2の項(2)を削り、同項(3)中「であって、1の建築物について申請する場合」を「の場合」に改め、同項(3)中ウをエとし、イをウとし、同項(3)ア中「額」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、同項(3)アを同項(3)イとし、その前に次のように加える。

	ア 住戸の部分について次に掲げる1棟の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
--	---	--

	(誘導仕様基準による場合に限る。)	
	(ア) 1棟の総戸数が1のもの 21,000円	
	(イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 39,000円	
	(ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 56,000円	
	(エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 80,000円	
	(オ) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 120,000円	
	(カ) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 182,000円	
	(キ) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 261,000円	
	(ク) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 340,000円	
	(ケ) 1棟の総戸数が301以上のもの 390,000円	

別表の2の2の項(3)を同項(2)とし、同項(4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同項(4)を同項(3)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の2の3の項(2)を削り、同項(3)中「であって、1の建築物について申請する場合」を「の場合」に改め、同項(3)を同項(2)とし、同項(4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同項(4)を同項(3)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の2の4の項(1)を次のように改める。

(1) 一戸建て	1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ	変更認定
----------	-----------------------	------

住宅の場合	れ次に定める額	申請のと
	ア 誘導仕様基準による場合 15,000 円	き
	イ 誘導仕様基準以外による場合 18,0 00円	

別表の2の4の項(2)を削り、同項(3)中「であって、1の建築物について申請する場合」を「の場合」に改め、同項(3)中ウをエとし、イをウとし、同項(3)ア中「額」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。)」を加え、同項(3)アを同項(3)イとし、その前に次のように加える。

	ア 住戸の部分について次に掲げる1棟の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(誘導仕様基準による場合に限る。)	
	(ア) 1棟の総戸数が1のもの 15,000円	
	(イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 27,000円	
	(ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 40,000円	
	(エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 56,000円	
	(オ) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 85,000円	
	(カ) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 128,000円	
	(キ) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 184,000円	
	(ク) 1棟の総戸数が201以上300以下	

	のもの 241,000円	
(ケ)	1棟の総戸数が301以上のもの	278,000円

別表の2の4の項(3)を同項(2)とし、同項(4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同項(4)を同項(3)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の2の備考を削り、同表の3の1の項(2)ア中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表の3の3の項(2)を削り、同項(3)中「であって、1の建築物について申請する場合」を「の場合」に改め、同項(3)を同項(2)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の3の4の項(1)を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅の場合	1件につき、次に定める額 ア 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（誘導仕様基準による場合に限る。） (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 イ 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（誘導仕様基準以外による場合に限る。） (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円	認定申請のとき
---------------	--	---------

別表の3の4の項(2)を削り、同項(3)中「であって、1の建築物について申請する場合」を「の場合」に改め、同項(3)中ウをエとし、イをウとし、同項(

3)ア中「額」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。)」を加え、同項(3)アを同項(3)イとし、その前に次のように加える。

	<p>ア 住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(誘導仕様基準による場合に限る。)</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 118,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 179,000円</p>	
--	--	--

別表の3の4の項(3)を同項(2)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の3の5の項(2)を削り、同項(3)中「であって、1の建築物について申請する場合」を「の場合」に改め、同項(3)を同項(2)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の3の6の項(1)を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅の場合	<p>1件につき、次に定める額</p> <p>ア 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(誘導仕様基準による場合に限る。)</p> <p>(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</p>	変更認定申請のとき
---------------	--	-----------

- |  |   |  |
|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,000円</li> </ul>            |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（誘導仕様基準以外による場合に限る。）</li> </ul> |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 24,200円</li> </ul>            |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 27,000円</li> </ul>            |  |

別表の3の6の項(2)を削り、同項(3)中「であって、1の建築物について申請する場合」を「の場合」に改め、同項(3)中ウをエとし、イをウとし、同項(3)ア中「額」の次に「（誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、同項(3)アを同項(3)イとし、その前に次のように加える。

- |  |   |  |
|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（誘導仕様基準による場合に限る。）</li> </ul> |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円</li> </ul>                  |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円</li> </ul>     |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円</li> </ul>   |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 125,000円</li> </ul>               |  |

別表の3の6の項(3)を同項(2)とし、同項中「には、1の建築物について」を「には、」に改め、同表の3の8の項(1)中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同項(2)中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項(3)中「による」を「又は誘導仕様基準による」に改め、同項(4)ア中「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同項(4)イ中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項(4)ウ中「による」を「又は誘導仕様基準による」に改め、同表の3の備考2中「4の項(3)ウ」を「4の項(2)エ」に、「6の項(3)ウ」を「6の項(2)エ」に改め、同表の3の備考7から9までを削り、同表の3の備考10中「における1の建築物の」を「の部分に係る」に改め、同表の3の備考10を同表の3の備考7とし、同表の3の備考11中「1の」を削り、同表の3の備考11を同表の3の備考8とし、同表の3の備考12を同表の3の備考9とし、同表の3の備考13を同表の3の備考10とし、同表の3の備考14中「7の項及び」を「4の項及び6の項の規定（誘導仕様基準以外による場合に限る。）並びに」に改め、「規定」の次に「（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）」を加え、「一戸建て住宅以外の建築物の」を「共同住宅の申請をする」に、「額及び」を「額に」に、「合算」を「加算」に改め、「住宅部分又は」を削り、同表の3の備考14を同表の3の備考11とし、同表の3の備考15を削り、同表の3の備考16中「7の項及び」を「4の項及び6の項の規定（誘導仕様基準による場合に限る。）並びに」に改め、「規定」の次に「（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）」を加え、「仕様基準により」を削り、「当該申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする」を「共用部分の額を加算しないものとする」に改め、同表の3の備考16を同表の3の備考12とする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の改正規定は、令和

5年4月1日から施行する。

(説明) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正されることに伴い、建築物の容積率の特例の認定等に係る手数料を追加するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）の施行に伴い、簡易な評価方法により申請する場合の低炭素建築物新築等計画等の認定に係る手数料を追加し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。